

## 資料 19-1 がけ条例制定状況

(平成 27 年 11 月 1 日現在)

町 村 名	制定年月日	施行年月日
下伊那郡大鹿村	50. 3. 20	50. 4. 1
木曾郡南木曾町	51. 3. 12	51. 4. 1
下伊那郡喬木村	53. 4. 15	53. 4. 15
上水内郡小川村	56. 9. 28	56. 9. 28
東筑摩郡麻績村	57. 12. 22	57. 12. 22
木曾郡王滝村	59. 12. 24	59. 12. 24
東筑摩郡生坂村	60. 9. 26	60. 9. 26

## 資料19-2 建築物防災週間実施要領

(平成24年4月1日現在)

### 1 目的

毎年地震、火災、がけ崩れ等の災害により建築物の被害はもとより、多くの人命が失われている実状にかんがみ、広く国民を対象に建築物に関連する防災知識の普及に努めるとともに、防災・維持保全関係法令及び制度の周知徹底等を図り、もって建築物の防災対策の推進に寄与することを目的とする。

### 2 実施時期

毎年度の上期及び下期の2回とする。

### 3 実施内容

- (1) 既存建築物の耐震性の向上に関する普及、啓発、改善指導等
- (2) 建築物に関連する防災知識の普及及び啓発
- (3) 建築物防災関係法令の周知及び遵法精神の高揚
- (4) 建築物の維持保全の徹底及び定期報告制度の普及
- (5) 防災上危険な建築物の改善のための各種助成措置の周知及び改善指導
- (6) 工作物の安全性の確保の推進

### 4 実施方法

- (1) ポスターの掲示  
官公庁庁舎内、駅舎内、電車、バス車両内その他人目につきやすい場所に掲示する。
- (2) 広報紙、テレビ等による広報活動  
地方公共団体の広報紙、テレビ、ラジオ、新聞、映画館のスライド広告等を利用し、運動の趣旨を啓発する。
- (3) 講演会、講習会等の開催  
建築関係技術者、技能者や一般の人を対象とした講演会、講習会等を開催する。
- (4) 建築物防災相談所の開設  
建築士会、建築関係地域法人等の関係団体と協力して防災相談所を開設し、既存建築物の防災診断及び改修に関する相談、指導を行う。特に、耐震改修促進法に基づく特定建築物の把握、耐震診断及び耐震改修について、必要な指導及び助言を行うとともに、住宅の耐震診断・耐震改修についても促進する。
- (5) 巡回指導の実施  
既存不適格建築物を中心に巡回を行い、防災上の観点から問題の認められる建築物について是正指導を行う。
- (6) 防災査察の実施  
定期報告の指定を受けている建築物で報告のなされていないもの、既存不適格建築物、準用工作物等について、防災査察等を通じて定期調査実施の指導、増改築時の違反の有無の調査等を行い、必要に応じて是正指導を行う。

### 5 関係運動との連携

火災予防運動、防災の日、防災週間等と連携して実施するものとし、実施に際しては、その都度関係機関等と事前協議する。

### 資料 19-3 県営住宅の現況

(27.4.1 現在)

構 造 別	戸 数
耐火構造（高層）	1,695 戸
耐火構造（中層）	7,713
木造準耐火構造	137
簡易耐火構造二階建	3,301
簡易耐火構造平屋建	2,453
木造	22
計	15,321

資料 19-4 防火、準防火地域の指定状況（都市計画法）（27.4.1 現在）

単位 ha

市町村名	都市計画区域	用途地域	防火地域	準防火地域	備 考
長野市	20,161	5,948	31.6	319.0	
松本市	30,191	4,008	4.6	375.4	
上田市	23,294	1,602	5.9	333.0	
岡谷市	7,919	1,513	-	826.8	
飯田市	8,100	1,521	-	281.3	
諏訪市	10,489	1,430	-	154.2	
小諸市	7,899	682	-	61.6	
伊那市	18,263	1,085	-	100.0	
駒ヶ根市	5,100	601	1.8	34.4	
大町市	8,490	838	-	135.0	
飯山市	1,272	318	-	98.0	
塩尻市	9,713	944	-	57.0	
佐久市	18,950	1,386	4.9	703.8	
上松町	450	149	-	18.2	
計(14市町)	170,291	22,025	48.8	3497.7	

資料 19-5 防火・準防火地域内の建築規制（建築基準法）

		対 象		構 造			対 象		構 造
防	①	階数が 3 以上又は延べ面積が 100 平方メートルを超える建築物	ただし③を除く	耐火建築物	準	①	地階を除く階数が 4 以上又は延べ面積が 1500 平方メートルを超える建築物	ただし主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上屋又は機械の製作工場の類は除く	耐火建築物
	②	その他の建築物		耐火建築物又は準耐火建築物		②	延べ面積が 500 平方メートルを超え 1500 平方メートル以下の建築物		耐火建築物又は準耐火建築物
火	③	1. 外壁及び軒裏が防火構造で延べ面積 50 平方メートル以内の平屋建の付属建築物 2. 主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上屋又は機械製作工場の類 3. 不燃材料で造り又はおおわれた高さ 2 メートルを超える門又は塀 4. 高さが 2 メートル以下の門又は塀		制限なし	火	③	地階を除く階数が 3 である建築物		耐火建築物、準耐火建築物又は外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な技術基準に適合する建築物
域	防火、準防火地域内にあるその他の制限		1. 屋根 耐火構造又は準耐火構造でないものは不燃材料で造り又はふく。 2. 外壁のドアなど 延焼のおそれのある部分は防火戸その他の防火設備をする。 3. 隣地境界線に面する外壁 外壁耐火構造の場合は境界線に接することができる。						
域	防火地域内にある看板、広告塔等で建築物の屋上に設けるもの又は高さ 3 メートルを超えるものは、主要な部分を不燃材料で造り又はおおわなければならない。								

## 資料 19-6 防火地域及び準防火地域指定基準

県及び市町村の地域防災計画及び防災都市づくり計画に沿うとともに、以下の基準により定める。

### 1 用途地域及び容積率との関係

用途地域	容積率	定める地域
商業地域	600%	防火地域を定める。
	500%	原則として防火地域を定める。
	400%	原則として防火地域または準防火地域を定める。
	300%	必要に応じ防火地域または準防火地域を定める。
その他の用途地域	—	必要に応じ防火地域または準防火地域を定める。

2 商業地域の容積率 500%の区域のうち、道路幅員により建築基準法第 52 条の関係で、区域の半分以上の敷地面積が 400%以下の容積率に制限される区域においては、必要に応じ準防火地域を定めることもやむをえない。

3 商業地域の容積率 400%の区域のうち、道路等の公共施設が整備されていない区域にあつては、今後の市街地整備に備え、準防火地域を原則として定める。

なお、防火地域を定めるにあつては道路等の公共施設整備との関係を考慮しつつ、市街地の土地利用動向から耐火建築物の立地しうる区域に定める。

4 商業地域の容積率 300%の区域、及びその他の用途地域で必要に応じ防火地域または準防火地域を定める区域は、次の区域とする。

なお、道路等の公共施設が整備されていない区域にあつては、今後の市街地整備に備え、準防火地域を原則として定める。

(1) 商業地域以外の区域にあつては、中心市街地における商業地域に隣接する区域で木造建築物が密集し、火災による災害の危険性が高い、あるいは高くなると予想される区域。

(2) 避難地、避難路の配置計画に基づき安全区画の確保の必要な区域。

5 区域の規模は 5ha 以上とし、形状は不整形とならないようにするとともに街区単位とするなど都市防災不燃化の趣旨に沿うよう定める。

なお、防火地域、準防火地域併せて 5ha 以上となること、また、防火地域は避難路の配置計画に伴い、路線的に定めることとしても差し支えないものとするが、幅員が 12m以上の道路の沿道区域を原則とする。

## 資料19-7 市街地再開発事業（防災建築街区造成事業）

実施済

	事業名	都市計画決定等 年 月 日	街区面積 ha	事業費 千 円
防災建築街区造成事業	上田市第1（中央二丁目）	昭36.12.18	0.58	4,660
	上田市第2（海野町中央）	昭36.12.18	0.24	3,690
	上田市第3（名店ビル）	昭37.12.6	0.39	12,672
	松本市（本町）	昭38.11.19	3.30	65,646
	佐久市（岩村田本町）	昭41.2.15	1.68	49,495
	佐久市（相生町）	昭43.5.11	0.60	3,501
	佐久市（野沢十二町）	昭43.5.11	1.05	40,023
	駒ヶ根市（広小路）	昭43.3.30	1.42	23,670
	長野市（北石堂町）	昭43.5.30	1.80	145,518
市街地再開発事業	諏訪市（上諏訪駅前）	昭52.11.14	0.87	3,567,000
	駒ヶ根市（駒ヶ根駅前）	昭59.7.2	0.77	2,683,000
	岡谷市（岡谷駅前）	昭58.11.24	1.97	4,823,602
	須坂市（須坂駅前）	昭57.7.26	0.43	2,555,388
	茅野市（茅野駅前）	昭61.10.30	1.49	7,103,934
	小諸市（古城）	昭61.10.30	0.38	2,129,930
	長野市（北長野駅前B3）	平元.2.27	1.04	4,085,411
	塩尻市（大門一番町）	平2.3.8	1.31	9,228,639
	岡谷市（中央町A）	平5.3.1	1.93	12,409,000
	長野市（北長野駅前B1）	平6.9.19	0.99	10,440,100
	長野市（長野駅前A-2）	平7.7.7	0.40	3,900,880
	松本市（中央西第13・14）	平7.3.16	0.50	6,774,800
	上田市（上田駅お城口）	平9.7.10	2.30	15,944,033
	飯田市（橋南第一）	平10.7.27	0.41	3,274,000
	松本市（六九リバーサイド）	平11.12.9	0.42	4,251,704
	伊那市（伊那市駅前第2A）	平12.12.20	0.56	4,248,871
	長野市（東後町・権堂町A）	平13.2.28	0.37	2,216,440
	飯田市（橋南第二）	平15.4.23	0.61	7,178,600
	長野市（長野銀座A-1）	平15.6.19	0.94	8,138,925
	長野市（長野駅前A-1）	平16.2.27	0.23	2,051,270
長野市（長野銀座D-1）	平16.6.30	0.52	1,892,939	
長野市（北長野駅前A2）	平18.1.17	0.52	2,202,180	
塩尻市（大門中央通り）	平19.4.11	0.59	3,921,435	
長野市（長野駅前A-3）	平20.8.29	0.17	1,867,355	

## 資料 19-8 住宅地区改良事業

実施済

事業名	実施年度	指定年月日	実施面積 ha (戸数)	事業費 千円
岡谷市 (加茂町)	45-49	昭 45. 11. 7	2. 66 (100)	303, 255
岡谷市 (新明町)	47-49	昭 45. 12. 12	0. 76 ( 61)	175, 588
駒ヶ根市 (広小路)	45-47	昭 45. 3. 31	1. 24 ( 29)	137, 500
駒ヶ根市 (石川町)	49-50	昭 49. 3. 2	0. 98 ( 20)	182, 376
飯田市 (西ノ原)	48-51	昭 49. 5. 18	0. 81 ( 60)	244, 950
諏訪市 (清水町)	56-58	昭 56. 6. 5	0. 33 ( 30)	651, 382

## 資料 19-9 地震対策のチェックポイントと補強対策

区 分	事 前 チェ ッ ク	補 強 対 策
敷 地	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 石垣（石積）、よう壁、ブロック塀がくずれのおそれがないか。</li> <li>2. 法面あるいは、がけくずれはないか。</li> <li>3. 避難路はあるか。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. コンクリートを打って補強する。応急措置としては突張りをかう。</li> <li>2. 敷地周辺の排水を取る。出来るだけ不浸透質（コンクリートU字溝等）のものを布設する。</li> <li>3. 道路又は空地へ容易に避難できるように障害物をなくす。</li> </ol>
木造建物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 耐震診断をする。</li> <li>2. 屋根がわらがくずれかけていないか。</li> <li>3. 火気を使用する室（台所、風呂たき口等）は、不燃材料で仕上げているか。</li> <li>4. 外壁モルタルや土壁がくずれかけていないか。</li> <li>5. ガラス戸がはずれやすくないか。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 診断結果に基づき筋交いを入れたり、壁の量を増やす等の補強をする。</li> <li>2. 補修したり又は出入り口の上にひさし等をつけ、直接頭上等に落下しないようにする。</li> <li>3. モルタル塗り、ストレート、ステンレス等で燃えないようにする。</li> <li>4. ひびの入ったものは補修する。</li> <li>5. ガラスに紙等を張り補強する。</li> </ol>
公共建築物 及び一般ビル	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 耐震診断をする。</li> <li>2. カーテンウォール構造は落下しないか。</li> <li>3. 二方向避難ができるか。</li> <li>4. 非常用照明や避難誘導灯があるか。</li> <li>5. 防火扉は完全に作動するか。</li> <li>6. 非常用進入口があるか。</li> <li>7. 非常電源装置があるか。</li> <li>8. ガス管、給排水管は、老腐化していないか。</li> <li>9. エレベーター等の保守点検をする。</li> <li>10. 天上仕上材は落下しないか。</li> <li>11. 古いビル（旧建築基準法当時施行したもの）の階段室、エレベーターホール等の堅穴区画はあるか。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 古い鉄筋コンクリート造は耐震チェックをする必要がある。鉄骨造は、溶接やボルト締めについてチェックすること。</li> <li>2. 外壁パネルの取付状況、窓ガラスのパテが耐震性があるか。特にガラス面積の大きいものは、ガラスの破損を防ぐためガラス溝にクッション材を敷込み、シーリング材をてん充する。</li> <li>3. 階段等を2ヶ所以上設ける。</li> <li>4. 停電時、避難できるようバッテリーを設置する。</li> <li>5. 煙感知器で自動閉塞するものとする。また、防火扉の周囲には物品を置かないこと。</li> <li>6. はしご車で救助できる開口部を設ける。</li> <li>7. 停電時、発電機に切換え出来る設備が必要である。</li> <li>8. 耐震性があるかチェックする。古いものは取りかえる。</li> <li>9. 非常装置が適格に作動するかチェックする。</li> <li>10. 特に階段裏のモルタルやプラスターがはくりしないか補修する。</li> <li>11. ないものは防火区画とする。</li> </ol>

資料19-10 国・県指定等文化財地域別件数一覧

平成27年10月1日現在

区分	総計	国指定											国選定		国登録			県指定										国選択	県選択
		国宝	重要文化財	重要民俗文化財		記念物								重要民俗文化財	登録有形民俗文化財	登録記念物	県無形文化財	民俗文化財		記念物									
				重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	計	特別史跡	特別天然記念物	特別天然記念物	史跡	名勝	天然記念物	重要伝統的建造物					保存技術	登録有形民俗文化財	登録記念物	県無形文化財	民俗文化財	民俗文化財	計	史跡	県名勝	県天然記念物		
県計	1,263	8	179	7	9	68	1	1	4	34	4	24	6	2	2	480	1	7	225	1	5	29	180	70	6	104	29	25	
市計	951	7	142	6	4	39	1	1	1	23	3	10	4	1	2	421	0	7	155	1	3	17	115	54	4	57	13	14	
郡計	330	1	37	1	5	26	0	0	1	13	1	11	2	1	0	59	1	0	71	0	2	17	60	20	2	38	23	24	
長野市	215	1	31			7				6		1		1		114		7	28			3	22	5	1	16	1		
松本市	109	1	16	3		4		1	1	2						47			18			1	15	4	2	9	2	2	
上田市	79	1	13	1		6				3		3				29			18				7	4		3	3	1	
岡谷市	31		2			1				1						23			3		1	1	0						
飯田市	54		8	1	1	2				1	1					9			8				16	8		8	3	6	
諏訪市	47	1	21			1						1				10			8			2	4	2		2			
須坂市	44					0										41						1	2	2	2		0		
小諸市	14		3			2				1		1				5			2			1	1	1					
伊那市	16		5			1				1						1			3			4	1		3		2		
駒ヶ根市	9		2			1					1								3				2			2	1		
中野市	12		1			1				1									2				7	6		1		1	
大町市	27	1	8			1						1							8			3	6	1		5			
飯山市	19		3		1	1						1			1				6			1	5	3		2		1	
茅野市	11	2				3	1			2									2			1	3	3					
塩尻市	36		6	1		1				1			2			17			7				2	1		1			
佐久市	81		11		1	3				2		1				40			13			1	11	8		3	1		
千曲市	61		7		1	2				1	1		1	1	1	27			17				3	2		1	2		
東御市	24		1			1				1			1			12			3	1	2		3	2		1			
安曇野市	62		4			1						1				46			6			2	2	1	1			1	
南佐久郡	15	0	1	0	0	4	0	0	0	3	0	1	0			0			0	0	1	2	6	0	1	5	1	0	
北佐久郡	21	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			9			3	0	0	1	5	1	0	4	0	0	
小県郡	17	1	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0			6			4	0	0	0	1	0	0	1	0	1	
諏訪郡	25	0	7	0	0	4	0	0	0	3	0	1	0			6	1		2	0	1	3	1	1	0	0	0	0	
上伊那郡	36	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0			2			15	0	0	0	14	6	0	8	0	1	
下伊那郡	66	0	7	0	4	5	0	0	0	1	0	4	0			2			10	0	0	5	4	1	0	3	21	8	
木曾郡	45	0	6	0	0	4	0	0	0	2	1	1	1	1		0			15	0	0	2	6	2	1	3	1	9	
東筑摩郡	21	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			5			6	0	0	1	4	3	0	1	0	0	
北安曇郡	24	0	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1			9			5	0	0	2	4	1	0	3	0	0	
埴科郡	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0			4	0	0	0	2	1	0	1	0	0	
上高井郡	14	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0			8			2	0	0	0	2	1	0	1	0	0	
下高井郡	20	0	1	0	1	3	0	0	0	1	0	2	0			7			2	0	0	0	5	1	0	4	0	1	
上水内郡	15	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0			5			2	0	0	0	6	2	0	4	0	1	
下水内郡	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0			1	0	0	1	0	0	0	0	0	3	
指定地域定めずor県内一円	28					5				2			3										14			14	8	1	
広域指定地域																													
重複市町村数										4			2						2				6		8		10	17	17
重複対象の物件数										2			1						1				4		5		2	3	

※文化財によっては重複市町村等があるため計が一致しない場合がある

【教育事務所別】

東信	251	2	34	1	1	18	0	0	0	12	0	6	1	0	0	101	0	0	43	1	3	5	34	16	1	17	5	2
南信	295	3	54	1	5	20	1	0	0	9	2	8	0	0	0	53	1	0	54	0	2	12	48	22	0	26	25	17
中信	324	2	47	4	0	12	0	1	2	5	1	3	4	1	0	124	0	0	65	0	0	11	39	13	4	22	3	12
北信	411	1	44	1	3	15	0	0	0	10	1	4	1	1	2	202	0	7	64	0	0	6	54	23	1	30	3	7

資料19-11 文化財の防火施設の設置状況

教育委員会

(平成27年10月1日現在)

地域別	名 称	所 在 地	設置してある防火設備等			
			自火報	消火設備	避雷設備	保存庫
東信	釈尊寺観音堂宮殿	小諸市	○	○	○	○
	旧小諸本陣	〃	○	○	○	
	白山社社殿	〃		○		
	小諸城大手門	〃	○	○	○	
	小諸城三之門	〃	○	○	○	
	駒形神社本殿	佐久市	○	○		○
	旧中込学校	〃	○	○	○	
	貞祥寺三重塔	〃	○	○	○	
	新海三社神社	〃	○	○	○	
	龍岡城跡	〃	○	○		
	井出家座敷	〃	○	○		
	真山家住宅	〃	○	○	○	
	八幡社	〃	○	○	○	
	貞祥寺惣門及び山門	〃	○	○	○	
	旧三笠木テール	軽井沢町	○	○	○	
	真楽寺三重塔	御代田町	○	○	○	
	旧芦田宿本陣土屋家住宅	立科町	○	○		
	国分寺	上田市	○	○	○	
	前山寺	〃	○	○	○	
	中禅寺	〃	○	○	○	
	安楽寺	〃	○	○	○	○
	上田城	〃	○	○	○	
	西光寺阿弥陀堂	〃	○	○		
	生島足島神社	〃	○	○	○	
	法住寺虚空蔵堂	〃	○	○	○	
	文殊堂	〃	○	○		
	旧倉沢家住宅主屋及び客座敷	〃	○	○		
	旧常田館製糸場施設	〃	○	○	○	
	春原家住宅	東御市	○	○		
	旧和学学校校舎	〃	○	○		
	西宮の歌舞伎舞台	〃	○	○		
	東町の歌舞伎舞台	〃	○	○		
	大法寺	青木村	○	○	○	
日吉神社本殿	〃	○	○			
善光寺	長野市	○	○	○		
葛山落合神社	〃	○	○			
旧文武学校	〃	○	○	○		
大英寺	〃	工事中	○			
真田信之霊屋	〃	○	○	○		
林正寺本堂及び表門	〃	工事中	○	○		
真田信重霊屋	〃	○	○	○		
旧横田家住宅	〃	○	○			
真田信弘霊屋・表門	〃	○	○	○		
松代城跡附新御殿跡	〃	○	○	○		
戸隠神社信仰遺跡中社	〃	○	○			
戸隠神社信仰遺跡宝光社・奥社	〃	○				

地域別	名 称	所 在 地	設置してある防火設備等			
			自火報	消火設備	避雷設備	保存庫
北信	長 国 寺 開 山 堂	〃	工事中	○		
	旧長野師範学校教師館	〃	○	○	○	
	旧ダニエル・ノルマン邸	〃	○	○	○	
	開 善 寺 経 蔵	〃	○	○		
	熊野出速雄神社本殿	〃	○	○		
	南方神社本殿	〃	○	○		○
	白髯神社本殿	〃	○	○	○	○
	旧前島家住宅	〃	○	○		
	健御名方神社	飯山市	○	○	○	○
	白山神社本殿	〃		○		○
	小菅神社奥社本殿	〃		○		
	恵瑞禅師旧宅正受庵	〃	○	○		
	中野県庁跡	中野市	○	○		
	武水別神社高良社本殿	千曲市		○	○	○
	智識寺大御堂	〃	○	○		
	水上布奈山神社本殿	〃	○	○	○	○
	松田家住宅主屋・斎館	〃		○		
	旧格致学校校舎	坂城町	○	○		
	浄光寺薬師堂	小布施町	○	○	○	
	佐野神社本殿	山ノ内町		○		○
小林一茶旧宅	信濃町	○	○	○		
高山寺三重塔	小川村	○	○	○		
阿部家住宅	栄村		○			
中信	松 本 城	松本市	○	○	○	
	筑 摩 神 社	〃	○	○		
	旧開智学校	〃	○	○	○	
	若宮八幡社本殿	〃	○	○		
	旧松本高等学校本館及び講堂	〃	○	○	○	
	旧長野地方裁判所松本支部庁舎	〃	○	○		
	橋 倉 家 住 宅	〃	○	○		
	旧山辺学校校舎	〃	○	○	○	
	馬 場 家 住 宅	〃	○	○	○	
	大宮熱田神社本殿	〃	○	○	○	
	大宮熱田神社若宮八幡宮本殿	〃	○	○		○
	田 村 堂	〃	○	○		○
	旧松本カトリック教会司祭館	〃	○	○		
	旧念来寺鐘楼	〃		○		
	仁 科 神 明 宮	大町市	○	○	○	○
	若 一 王 子 神 社	〃	○	○	○	
	盛 蓮 寺 観 音 堂	〃	○	○		
	天正寺三重小塔	〃	○	○		○
	靈 松 寺 山 門	〃	○	○	○	
	旧中村家住宅	〃	○	○	○	
小 松 家 住 宅	塩尻市	○	○			
堀 内 家 住 宅	〃	○	○			
嶋 崎 家 住 宅	〃	○	○			
小 野 家 住 宅	〃	○	○			
小 野 神 社	〃		○			

地域別	名 称	所 在 地	設置してある防火設備等			
			自火報	消火設備	避雷設備	保存庫
	釜 井 庵	〃	○	○		
	北 熊 井 諏 訪 社 本 殿	〃		○		○
	深 沢 家 住 宅	〃	○	○		
	手 塚 家 住 宅	〃	○	○		
	法 蔵 寺 山 門	安 曇 野 市		○		
	松 尾 寺	〃	○	○	○	
	曾 根 原 家 住 宅	〃	○	○	○	
	光 久 寺 薬 師 堂	〃		○		
長 光 寺 薬 師 堂	〃		○			
中信	林 家 住 宅	南 木 曾 町	○	○		
	藤 原 家 住 宅	〃	○	○		
	読 書 発 電 所	〃	○	○		
	旧御料局名古屋支庁妻籠出張所庁舎	〃	○	○		
	園 原 家 住 宅	〃		○		
	山 下 家 住 宅	木 曾 町	○	○		
	定 勝 寺	大 桑 村	○	○	○	
	白 山 神 社	〃	○	○	○	○
	池 口 寺 薬 師 堂	〃	○	○		
	神 明 社	麻 績 村	○	○		
	光 輪 寺 薬 師 堂	朝 日 村	○	○		
	神 明 社	白 馬 村	○	○	○	○
大 宮 諏 訪 神 社 本 殿	小 谷 村		○		○	
旧 千 国 家 住 宅	〃	○	○	○		
南信	旧 渡 辺 家 住 宅	岡 谷 市	○	○		
	旧 林 家 住 宅	〃	○	○	○	
	諏 訪 大 社 上 社	諏 訪 市	○	○	○	
	片倉館浴場・会館・渡廊下	〃	○	○	○	
	白 岩 観 音 堂	茅 野 市	○	○		
	光 前 寺	駒 ヶ 根 市	○	○	○	
	旧 竹 村 家 住 宅	〃	○	○	○	
	諏 訪 大 社 下 社 ( 秋 宮 )	下 諏 訪 町	○	○	○	
	〃 ( 春 宮 )	〃	○	○	○	
	諏 訪 社	富 士 見 町	○	○	○	
	遠 照 寺 釈 迦 堂	伊 那 市	○	○	○	
	熱 田 神 社 本 殿	〃	○	○	○	○
	旧 馬 島 家 住 宅	〃	○	○		
	矢 彦 神 社	辰 野 町		○		
	旧小野家住宅主屋及び土蔵	〃	○	○		
	旧 新 井 家 住 宅	宮 田 村	○	○		
	伊 那 県 庁 ( 飯 島 陣 屋 )	飯 島 町	○	○		
	旧 小 笠 原 家 書 院	飯 田 市	○	○	○	
	開 善 寺 山 門	〃		○		
	白 山 社 奥 社 本 殿	〃		○		
	旧 座 光 寺 麻 績 学 校 校 舎	〃	○	○		
	下 黒 田 の 舞 台	〃	○	○		
竹 ノ 内 家 住 宅	高 森 町	○	○			
白 髭 神 社 本 殿	〃	○	○		○	
安 布 知 神 社 本 殿 及 び 拝 殿	阿 智 村	○	○		○	

地域別	名 称	所 在 地	設置してある防火設備等			
			自火報	消火設備	避雷設備	保存庫
	八 幡 神 社	阿 南 町	○	○		○
	大 山 田 神 社	下 條 村	○	○		○
	諏 訪 社	泰 阜 村	○	○		○
	福 徳 寺 本 堂	大 鹿 村	○	○	○	
	松 下 家 住 宅	〃		○		

## 資料 19-12 災害時における建築物災害応急活動の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県（以下「甲」という。）と社団法人長野県建築士会（以下「乙」という。）との間における長野県地域防災計画に基づく災害時の建築物災害応急活動に関する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「判定士」とは、長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第2条第2項に定める応急危険度判定士のうち県及び市町村等の職員を除く民間の者をいう。

(建築物災害応急活動の内容)

第3条 建築物災害応急活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災建築物の応急危険度判定の実施
- (2) その他災害の応急活動に必要な事項

(協力依頼)

第4条 甲は、被災市町村からの派遣要請に基づき判定士の参集を求めるときは、乙に協力を依頼することができる。

2 甲は、前項の規定による依頼をするときは、口頭又は電話等により行い、後日、速やかに文書により依頼するものとする。

3 乙は、第1項の規定による依頼があったときは、判定士に対して、甲の依頼内容を速やかに伝えるとともに、建築物災害応急活動について協力を求めるものとする。

4 乙は、第1項の規定による求めに応じることが可能な判定士を取りまとめ、速やかに甲に報告するものとする。

(判定士の派遣)

第5条 甲が派遣要請のあった被災市町村に判定士を派遣するときは、乙は、判定士の班編成や現場での作業の遂行等について甲に協力するものとする。

(協力体制)

第6条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲は、判定士の承諾を得た上で登録者名簿を乙に交付し、登録者名簿に変更があったときは、遅滞なくその内容を乙に通知するものとする。

3 乙は、判定士に対して甲の依頼内容を円滑に伝達するための連絡網を整備し、甲に報告するものとする。連絡網の内容に変更があったときも、同様とする。

4 甲及び乙は、この協定に基づく建築物災害応急活動が円滑に行われるよう、

随時、必要な協議を行うものとする。

(訓練等)

第7条 甲が、被災建築物の応急危険度判定の実施に関して訓練等を行うときは、乙はこれに協力するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、平成24年1月18日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年1月18日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692の2

長野県知事 阿部 守一

乙 長野県長野市妻科426の1

社団法人 長野県建築士会

会 長 関 邦 則

## 資料 19-13 災害時等の応急対策業務に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県瓦事業組合連合会（以下「乙」という。）とは、災害時等の応急対策業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、武力攻撃事態等及び緊急対処事態、その他の災害時（以下「災害時等」という。）において、災害救助法を適用し、甲が乙の協力を得て、応急対策業務の必要があると認められるときに、その実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（応急対策業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は次のとおりとする。

- (1) 被災住宅の瓦屋根の損壊箇所の把握及び応急措置
- (2) その他甲が必要と認める業務

（協力要請の方法）

第3条 甲は、前条の応急対策業務にかかわる応援を必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請する。

ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を要請する応急業務内容
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

（応急業務の実施）

第4条 乙は、第3条の規定に基づく要請が甲からあったときは、可能な範囲において組合員をして応急業務を実施させるものとし、その組合員を甲に報告するものとする。

（報告）

第5条 組合員は、第3条の要請事項を完了した時は、甲に対して次に掲げる事項を文書により速やかに報告するものとする。

- (1) 実施した業務の内容、人員及び期間
- (2) 前号に定めるもののほか必要な事項

（費用）

第6条 甲の要請に基づき、組合員が実施した応急対策業務に要した費用は、組合員の請求後速やかに甲が支払うものとする。

ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

2 甲と組合員とは、長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定に基づく手続きにより、速やかに応急業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

（補償）

第7条 応急対策業務に従事した組合員の従業員が、当該応急対策業務の実施により負傷又は死亡した場合の災害補償については、組合員の責任において行うものとする。

2 応急対策業務に従事した組合員が第三者に損害をあたえた場合の補償は、組合員の責任において行うものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の締結期間）

第10条 この協定の締結期間は、平成20年7月24日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年 7月24日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 長野県松本市宮沢1-4-39  
長野県瓦事業組合連合会  
理事長 谷崎 公威

## 資料 19-14 災害時等の応急対策業務に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と社団法人長野県管工事設備工業協会（以下「乙」という。）とは、災害時等の応急対策業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、武力攻撃事態等及び緊急対処事態、その他の災害時（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の協力を得て、応急対策業務の必要があると認められるときに、その実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

### （応急対策業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は次のとおりとする。

(1) 甲が管理する公共施設のうち、避難所として使用する施設の空調等配管にかかる損壊箇所の把握及び応急措置

(2) 甲が管理する公共施設のうち、災害拠点となる合同庁舎の空調等配管にかかる損壊箇所の把握及び応急措置

(3) その他甲が必要と認める業務

### （協力要請の方法）

第3条 甲は、前条の応急対策業務にかかわる応援を必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請する。

ただし、緊急を要するときには口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(1) 災害の状況及び応援を要請する理由

(2) 応援を要請する応急業務内容

(3) 応援を必要とする日時、場所及び期間

(4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

### （応急業務の実施）

第4条 乙は、第3条の規定に基づく要請が甲からあったときは、可能な範囲において協会員（以下「会員」という。）をして応急業務を実施させるものとし、その会員を甲に報告するものとする。

### （報告）

第5条 会員は、第3条の要請事項を完了した時は、甲に対して次に掲げる事項を文書により速やかに報告するものとする。

(1) 実施した業務の内容、人員及び期間

(2) 前号に定めるもののほか必要な事項

### （費用）

第6条 甲の要請に基づき、会員が実施した応急対策業務に要した費用は、会員の請求後速やかに甲が支払うものとする。

ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

2 甲と会員とは、長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定に基づく手続きにより、速やかに応急業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

### （補償）

第7条 応急対策業務に従事した会員の従業員が、当該応急対策業務の実施により負傷又は死亡した場合の災害補償については、会員の責任において行うものとする。

2 応急対策業務に従事した会員が第三者に損害をあたえた場合の補償は、会員の責任において行うものとする。

### （情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

### （協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

### （協定の締結期間）

第10条 この協定の締結期間は、平成20年7月24日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年 7月24日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 長野県長野市大字中御所字岡田86-5  
社団法人 長野県管工事設備工業協会  
会 長 森 正一